

条 例

議会の議決を経た「行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例」をここに公布する。

令和7年3月21日

千曲市長

小川 修一

千曲市条例第6号

行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例

(千曲市職員定数条例の一部改正)

第1条 千曲市職員定数条例(平成15年千曲市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「446人」を「358人」に改め、同条第7号中「82人」を「170人」に改める。

第4条中「ものである」を「ものとする」に改める。

(千曲市文化会館条例の一部改正)

第2条 千曲市文化会館条例(平成15年千曲市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「千曲市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第5条ただし書、第6条、第7条及び第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条及び第15条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第16条第1項中「教育委員会」を「市長」に、「市長の」を「その」に改める。

第17条第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表の千曲市更埴文化会館2附属設備等及び千曲市上山田文化会館2附属設備等の表中「

教育委員会規則で定める額

規則で定める額

」を

」に改める。

(千曲市博物館条例の一部改正)

第3条 千曲市博物館条例(平成15年千曲市条例第112号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「千曲市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条第2項、第5条及び第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規

則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条及び第12条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条第1項中「教育委員会」を「市長」に、「市長の」を「その」に改める。

第14条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(千曲市稲荷山宿・蔵し館条例の一部改正)

第4条 千曲市稲荷山宿・蔵し館条例(平成15年千曲市条例第113号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「千曲市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条ただし書、第5条及び第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条及び第12条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条第1項中「教育委員会」を「市長」に、「市長の」を「その」に改める。

第14条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表の使用料の表中

「	「
教育委員会規則で定める額	規則で定める額
」を	」に改める。

(千曲市ふる里漫画館条例の一部改正)

第5条 千曲市ふる里漫画館条例(平成15年千曲市条例第114号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「千曲市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条ただし書、第5条及び第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条及び第12条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条第1項中「教育委員会」を「市長」に、「市長の」を「その」に改める。

第14条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表の使用料の表中

「

」を「

」に改める。

(千曲市アートまちかど条例の一部改正)

第6条 千曲市アートまちかど条例(平成15年千曲市条例第115号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「千曲市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条ただし書、第5条及び第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条及び第12条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条第1項中「教育委員会」を「市長」に、「市長の」を「その」に改める。

第14条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表の使用料の表中

「

」を「

」に改める。

(千曲市体育施設条例の一部改正)

第7条 千曲市体育施設条例(平成15年千曲市条例第121号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「千曲市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条、第5条及び第7条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第5号中「教育委員会規則」を「規

則」に改める。

第12条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条第1項中「教育委員会」を「市長」に、「行わせるものとする」を「行わせることができる」に改める。

第14条第1項第1号中「使用」を「利用」に改め、同項第5号中「又は教育委員会」を削り、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、「「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、」を削る。

第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第19条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第2中

「 更埴弓道場 更埴テニスコート 東部テニスコート	「 千曲市弓道場 更埴テニスコート 東部テニスコート
」を	」に改める。

(千曲市戸倉上山田つばさ体育館条例の一部改正)

第8条 千曲市戸倉上山田つばさ体育館条例(平成15年千曲市条例第122号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「千曲市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条から第6条まで、第9条第2号及び第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表中

「 備考
1 営利を目的としないで入場料等を徴収する場合は、それぞれの使用料に次の率を乗じた額を使用料とする。 (1) 入場料1,000円以下の場合 1.3 (2) 入場料1,000円を超え3,000円以下の場合 1.6 (3) 入場料3,000円を超える場合 2.0 2 その他附属設備等の使用料は、教育委員会が別に定める。

」を

「

備考

- 1 営利を目的としないで入場料等を徴収する場合は、それぞれの使用料に次の率を乗じた額を使用料とする。
 - (1) 入場料1,000円以下の場合 1.3
 - (2) 入場料1,000円を超え3,000円以下の場合 1.6
 - (3) 入場料3,000円を超える場合 2.0
- 2 その他附属設備等の使用料は、市長が別に定める。

」に

改める。

(千曲市科野の里ゲートボール場条例の一部改正)

第9条 千曲市科野の里ゲートボール場条例(平成15年千曲市条例第123号)の一部を次のように改正する。

第3条中「千曲市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第4号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(千曲市文化財保護条例の一部改正)

第10条 千曲市文化財保護条例(平成15年千曲市条例第124号)の一部を次のように改正する。

第3条中「千曲市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条第1項から第3項まで及び第6項並びに第5条第1項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項中「教育委員会規則及び教育委員会」を「規則及び市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条及び第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条本文中「教育委員会」を「市長」に改め、同条ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第10条第1項及び第2項並びに第11条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条、第16条第1項、第17条第1項、第2項、第5項及び第6項、第18条、第19条第1項、第20条第1項から第3項まで、第21条第1項、第2項及び第5項、第22条、第23条第1項、第24条第1項、第25条、第26条第1項、第27条第1項、第28条、第29条第1項、第31条第1項並びに第32条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第33条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第34条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第35条、第37条第1項並びに第38条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第40条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項」を「法第190条第2項」に改め、「教育委員会に」を削る。

第41条及び第42条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第45条第1項中「教育委員会」を「会長」に、「会長が」を「会議の」に改める。

第46条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（千曲市史跡公園条例の一部改正）

第11条 千曲市史跡公園条例（平成15年千曲市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条ただし書、第6条ただし書、第7条及び第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条及び第19条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（千曲市保育所条例の一部改正）

第12条 千曲市保育所条例（平成15年千曲市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市長」を「千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第3項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第10条中「市長」を「教育委員会」に改める。

別表中

千曲市大字屋代 2258 番地 1	千曲市大字屋代 1682 番地
」を	」に改める。

（千曲市児童館条例の一部改正）

第13条 千曲市児童館条例（平成15年千曲市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「市長」の次に「又は千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を加える。

第5条ただし書及び第6条ただし書中「市長」を「教育委員会」に改める。

（千曲市歴史文化財センター条例の一部改正）

第14条 千曲市歴史文化財センター条例（平成23年千曲市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「千曲市教育委員会規則」を「規則」に改める。

（千曲市子ども・子育て会議条例の一部改正）

第15条 千曲市子ども・子育て会議条例（平成25年千曲市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条中「次世代支援部こども未来課」を「こども・教育部こども未来課」に改める。

（千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正）

第16条 千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成25年千曲市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項及び第3項中「及び教育委員会」を削る。

第5条中「及び教育委員会」及び「(市長にあっては第8号に定める基準)」を削る。

第6条から第9条までの規定中「及び教育委員会」を削る。

第11条第1項中「及び教育委員会」を削り、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第4項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第14条中「及び教育委員会」を削る。

(千曲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第17条 千曲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年千曲市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「市長」を「千曲市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

第10条第3項第9号及び第10号並びに第22条中「市長」を「教育委員会」に改める。

附則第3項中「この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間」を「当分の間」に、「令和7年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」に改める。

(千曲市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例の一部改正)

第18条 千曲市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例(平成31年千曲市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(千曲市文化財保存活用地域計画協議会条例の一部改正)

第19条 千曲市文化財保存活用地域計画協議会条例(令和5年千曲市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「千曲市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会歴史文化財センター」を「歴史文化財センター」に改める。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(千曲市附属機関設置条例の一部改正)

第20条 千曲市附属機関設置条例(令和5年千曲市条例第20号)の一部を次のように改正

する。

別表第1中

「

千曲市林業振興協 議会	森林整備計画及び施業、林業生 産基盤の整備、学有林等森林の 利用、国土保全並びに森林病害 虫及び自然保護、林業の経営、 林業後継者の育成及び林業関 係団体等に関し協議すること。	16人以内	2年
千曲市観光推進本 部	千曲市観光振興計画の調整及 び推進、一般社団法人信州千曲 観光局及び観光振興推進会議 に対する観光振興推進に関す る助言又は指導すること。	15人以内	2年

」を

「

千曲市林業振興協 議会	森林整備計画及び施業、林業生 産基盤の整備、学有林等森林の 利用、国土保全並びに森林病害 虫及び自然保護、林業の経営、 林業後継者の育成及び林業関 係団体等に関し協議すること。	16人以内	2年
千曲市アートまち かど運営委員会	アートまちかどが計画する自 主事業の企画並びに作品選考 及び展示について、市長の求め に応じ意見を述べること。	若干名	2年
千曲市観光推進本 部	千曲市観光振興計画の調整及 び推進、一般社団法人信州千曲 観光局及び観光振興推進会議 に対する観光振興推進に関す る助言又は指導すること。	15人以内	2年

」に、

「

千曲市学校給食センター運営委員会	給食センターの運営に関し必要な事項を審議すること。	10人以内	2年
千曲市アートまちかど運営委員会	アートまちかどが計画する自主事業の企画並びに作品選考及び展示について、教育委員会の求めに応じ意見を述べること。	若干名	2年

」を

「

千曲市学校給食センター運営委員会	給食センターの運営に関し必要な事項を審議すること。	10人以内	2年
------------------	---------------------------	-------	----

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第12条の別表の改正規定は、令和7年4月21日から施行する。

(千曲市文化会館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、第2条の規定による改正前の千曲市文化会館条例の規定によりなされた決定、手続その他の行為については、同条の規定による改正後の千曲市文化会館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(千曲市博物館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 施行日の前日までに、第3条の規定による改正前の千曲市博物館条例の規定によりなされた決定、手続その他の行為については、同条の規定による改正後の千曲市博物館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(千曲市稲荷山宿・蔵し館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 施行日の前日までに、第4条の規定による改正前の千曲市稲荷山宿・蔵し館条例の規定によりなされた決定、手続その他の行為については、同条の規定による改正後の千曲市稲荷山宿・蔵し館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(千曲市ふる里漫画館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 施行日の前日までに、第5条の規定による改正前の千曲市ふる里漫画館条例の規定によりなされた決定、手続その他の行為については、同条の規定による改正後の千曲市ふる里漫画館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(千曲市アートまちかど条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 施行日の前日までに、第6条の規定による改正前の千曲市アートまちかど条例の規定によりなされた決定、手続その他の行為については、同条の規定による改正後の千曲市アートまちかど条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(千曲市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 施行日の前日までに、第7条の規定による改正前の千曲市体育施設条例の規定によりなされた決定、手続その他の行為については、同条の規定による改正後の千曲市体育施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(千曲市戸倉上山田つばさ体育館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 施行日の前日までに、第8条の規定による改正前の千曲市戸倉上山田つばさ体育館条例の規定によりなされた決定、手続その他の行為については、同条の規定による改正後の千曲市戸倉上山田つばさ体育館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(千曲市科野の里ゲートボール場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 施行日の前日までに、第9条の規定による改正前の千曲市科野の里ゲートボール場条例の規定によりなされた決定、手続その他の行為については、同条の規定による改正後の千曲市科野の里ゲートボール場条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(千曲市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 施行日の前日までに、第10条の規定による改正前の千曲市文化財保護条例の規定によ

りなされた決定、手続その他の行為については、同条の規定による改正後の千曲市文化財保護条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(千曲市史跡公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 施行日の前日までに、第11条の規定による改正前の千曲市史跡公園条例の規定によりなされた決定、手続その他の行為については、同条の規定による改正後の千曲市史跡公園条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(千曲市保育所条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 施行日の前日までに、第12条の規定による改正前の千曲市保育所条例の規定によりなされた決定、手続その他の行為については、同条の規定による改正後の千曲市保育所条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(千曲市児童館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 13 施行日の前日までに、第13条の規定による改正前の千曲市児童館条例の規定によりなされた決定、手続その他の行為については、同条の規定による改正後の千曲市児童館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正に伴う経過措置)

- 14 施行日の前日までに、第16条の規定による改正前の千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定によりなされた決定、手続その他の行為については、同条の規定による改正後の千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(千曲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 15 施行日の前日までに、第17条の規定による改正前の千曲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定によりなされた決定、手続その他の行為については、同条の規定による改正後の千曲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(千曲市文化財保存活用地域計画協議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 16 この条例の施行の際現に第19条の規定による改正前の千曲市文化財保存活用地域計画協議会条例（以下「旧条例」という。）第2条第2項の規定により千曲市教育委員会から委嘱されている千曲市文化財保存活用地域計画協議会の委員は、施行日に改正後の千

曲市文化財保存活用地域計画協議会条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定により市長から千曲市文化財保存活用地域計画協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、同日における旧条例第3条第1項の規定により千曲市教育委員会から委嘱された千曲市文化財保存活用地域計画協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（千曲市附属機関設置条例の一部改正に伴う経過措置）

- 17 この条例の施行の際現に第20条の規定による改正前の千曲市附属機関設置条例（以下「旧条例」という。）別表第1の規定により千曲市教育委員会から委嘱されている千曲市アートまちかど運営委員会の委員は、施行日に改正後の千曲市附属機関設置条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定により市長から千曲市アートまちかど運営委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、新条例別表第1の規定にかかわらず、同日における旧条例別表第1の規定により千曲市教育委員会から委嘱された千曲市アートまちかど運営委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。